

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第81号
事故等種類	衝突（橋脚）
発生日時	平成25年4月29日 08時13分ごろ
発生場所	山口県大島瀬戸 山口県周防大島町所在の大磯灯台から真方位067° 770m付近 （概位 北緯33° 57.4′ 東経132° 11.1′）
事故等調査の経過	平成25年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五大干丸、19トン 273-9584香川、有限会社大野海運 B はしけ 大808、約1,000トン なし、有限会社大野海運
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷船首部から中央部にかけて亀裂を伴う凹損 橋脚 なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、空船のB船を引いて引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、大島瀬戸を約7ノット（kn）の対地速力で手動操舵によって北東進した。 A船引船列は、船長Aが、東流の最強時であったものの、連れ潮なので後方から押されるぐらいだと思い、山口県大島大橋の第4橋脚（以下「本件橋脚」という。）に接近して航行していたところ、B船が左方に振られ、平成25年4月29日08時13分ごろB船の左舷側が本件橋脚南側に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 東流約5kn
その他の事項	大島大橋は、山口県柳井市と周防大島町との間に架かり、6つの橋脚があり、本件橋脚は北から4番目の橋脚である。 A船引船列のえい航索の長さは、約50mであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり A船引船列は大島瀬戸を東流約5knの潮流を受けて北東進中、船長

	Aが本件橋脚に接近して航行していたところ、潮流でB船が左方に振られたことから、B船が本件橋脚に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が大島瀬戸を東流約5knの潮流を受けて北東進中、潮流でB船が左方に振られたため、B船が本件橋脚に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 橋下を航行する場合には、潮流を考慮して橋脚から離れて航行すること。・ 大島瀬戸指定経路に定められた通航方法に従って航行すること。